

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第28回）

日時 令和6年8月23日（金）14:00～14:48

場所 オンライン開催

1. 開会

○妙中課長補佐

定刻になりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキング（第28回）を開催いたします。

議事に先立ちまして、事務的に留意点を申し上げます。

本委員会は、オンラインでの開催としております。ご参加いただいている皆様につきましては、本委員会中は回線の負荷を軽減するため、カメラはオフの状態でご審議いただき、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。ご発言を希望の際には、マイクのミュートを解除いただきお声がけをいただくか、挙手機能を活用いただき、ご発言の希望の旨をお知らせいただき、座長からの指名をお待ちいただきますよう、お願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくためにインターネット中継での視聴方式を取らせていただいております。

それでは、これからの進行につきましては、高村座長にお願いすることといたします。高村座長、よろしくをお願いいたします。

○高村座長

皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速ですけれども、お手元の議事次第に従って本日の議事を進めてまいりたいと思います。

それでは、まずはじめに、事務局から本日の資料の確認をお願いできますでしょうか。

○妙中課長補佐

本日の資料についてですが、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方でございます。

○高村座長

ありがとうございます。委員の皆様、もし配付資料などに問題がございましたら、あらかじめお伝えしている事務局のほうにご連絡いただければと思います。

2. 議事

今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方

○高村座長

それでは、早速ですけれども、議事に入ってまいります。本日、議題は一つでありますけれども、今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方についてであります。

それでは、事務局から資料1のご説明をお願いできればと思います。

○妙中課長補佐

承知いたしました。資源エネルギー庁新エネルギー課の妙中と申します。

それでは、お手元、資料1についてご説明させていただきます。

ページをおめくりいただいて、目次ですけれども、大きく2点、バイオマス発電の現状と今年度のワーキングの論点についてご説明させていただきます。

まず、足元のバイオマス発電の状況でございます。

2ページ目でございますが、2012年のFITの開始以降、再エネの導入というところは大幅に加速してございまして、2011年度からおおよそ2022年度に2倍に拡大してございます。この下の赤囲いで書いてございますけれども、バイオマス発電のほうは、おおよそ1.5%だったものが、2022年度には3.7%となっております。大きく太陽光等が増加しておりますけれども、バイオマスにも着実にこの10年近くで増加している傾向がございます。2030年のミックスにおいては、再エネ電源比率が今36~38%という数字を掲げてございます。

次のページでございます。3ページ目はご参考ではありますが、各国の電源構成の比較図となっております。我が国の再エネの比率というところは、着実に上がってはございますけれども、諸外国、特に欧米を見ると、非常に水力を除くところでございますけれども、再エネの比率が高い国等ございますというところですので、これはご参考でございます。

次のページ、4ページ目ですが、バイオマス発電の導入状況を具体的に書かせていただいております。2019年のエネ基策定時には、導入量は4.5GWだったんですけれども、この2030年の目標8GWに対して、足元、2024年の3月時点には7.5GWまで来ております。FIT/FIP認定済の未稼働のものというところが一定数ございますが、追加的に2019年から3GWの増加がございます。

以上が足元の導入状況になってございまして、2030年のこういった目標に向けて進捗と論点を整理したものが5ページ目になります。バイオマスの発電においては、2030年の目標に近い水準で導入が実現しておりますが、大規模の事業は、FITのちょっと切替えがあった2017年から2018年の間に急増しておるわけではございますけれども、直近のFIP入札においては入札量がゼロになっていたりだとか、新規での案件組成というところが大規模なものに関しては見られない状態が継続してございます。

他方、中小のところとはいえ、規模の事業は、1万キロワット未満のものでございますけれども、2012年の制度開始以降、地域の木材等を有効使用しながら、継続的には導入は進んでいる

んですけれども、足元で燃料の需給が逼迫しているというところがあって、事業の安定継続というところが政策的な課題となつてございます。

こういった中で論点として整理しておりますけれども、燃料費を含むコストの削減を図りつつ、安定調達であったりだとか、持続可能性の確保というところが非常に重要ではないかと。他方、ほかの太陽光であったり風力と違って、燃料費というところがコストの大半を占めておりますので、この燃料需給というところも非常に検討していかないといけない論点かなと考えてございます。

五つほど、これは論点を書いておりますけれども、特にこの①のところ为本ワーキングのほうでは議論をさせていただく内容となります。将来的には廃棄物の利用であったりだとか、地域のモデルの展開というところも、もちろん政策としては検討していくというところでございます。こちらは、大量導入小委の今年の5月の資料から一部抜粋してございます。

以上がバイオマス発電の現状のご説明でして、今年度の論点のほうをご説明させていただきます。

次、7ページ目でございますけれども、これまで本ワーキングの中では、2019年度から合法性・持続性の確保に有効と考える第三者の認証の在り方について検討を進めてまいりました。2020年度からは、食料競合とライフサイクルGHGについて検討を進めてございまして、これまで論点、この三つ書いてございますけれども、持続可能性については、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの輸入に求める持続可能性の基準として、環境であったりだとか、社会・労働、ガバナンス等について留意すべき事項というのを具体化してございます。他方で、輸入の木質バイオマスに求める基準としては、EUであったりだとか諸外国の制度状況というのをしっかり整理した上で検討していくこととなつてございます。

2点目、食料競合ですけれども、非可食、副産物のバイオマス種というものを食料競合の懸念がないものと整理しております。農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの新規燃料というところを算定委で報告してございまして、これまでもFIT/FIPの支援対象に追加しております。PKS、パームトランク以外のココナッツの殻とかそういったものを追加しているところです。その他の候補については、用途の実態をもう一度踏まえた上で、今後慎重にちょっと検討していこうという議論がされてございます。

最後に、ライフサイクルGHGですけれども、この排出量の基準として、火力発電に対する削減比として、2030年度に利用するバイオマスの燃料としては70%削減を達成、それまでの間は50%の削減を達成するというところで整理してございます。この中で、輸入木材のバイオマスに関して、第三者スキームを整理していったりだとか、あと国内の木質バイオマスについては、林野庁様の発電証明ガイドライン等の確認方法を整理しております。そういった中で、今回のちょっと議題の後でも触れますけれども、ライフサイクルGHGが適用されない案件も含めて、自主取組について排出の削減を進めていくこととしてございます。

これが、これまでのワーキングでの議論をちょっと1枚のほうで整理させていただいた資料になります。

これからがちょっと本題にはなるんですけども、次のページ、1ポツ目です。大きくワーキングは三つ論点があるかなと考えてございまして、一つ目は、新たな第三者認証のスキームの追加についてでございます。F I T / F I Pで求める持続可能性やライフサイクルGHGの確認方法として、これまで必要な要件を満たす第三者認証スキームというところをこの下の表のところで整理しております。

具体的には、第三者スキームから事務局に対して評価の求めがあった場合には、ヒアリングを行って要件を満たすということを確認した上で、調達価格等算定委員会に報告することとしております。今年度においても、第三者スキームから事務局に対して評価の求めがあった場合には、ヒアリング等を行って、同様の検討を行うこととしてはどうかと考えてございます。ここもヒアリング等をこれからちょっと調整というところかなと考えてございます。

次のページとその次のページは、参考ではあるんですけども、本ワーキングにおいて整理された持続可能性基準について、表のほうを置かせていただいております。これまで、以下のこの表のところに、環境であったりだとか、社会・労働、ガバナンスについて、それぞれの評価基準というところをそれぞれチェックしておりますので、こちらをご参考とさせていただきます。

次のページ、10ページ目です。認証スキームのメルクマールとして、それぞれ認定機関、認証機関に対する要件というところが、I S OであったりとかI E Cの適合基準と符合しているかというところをそれぞれ設定しております。こちらは参考です。

論点の二つ目でございます。ページは11ページ目になりますけれども、ライフサイクルGHGのところですね。自主的取組というところをするということは決まっておるわけではあるんですけども、そういったところをしっかりとフォローアップできるということを本ワーキングにおいて検討してございます。

具体的には、発電事業者においてライフサイクルGHGの情報を公開した上で、業界団体様、具体的には一般社団法人バイオマス発電事業者協会と一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会への報告というところが、それぞれの事業者から行われておりますので、こういったところを取りまとめて情報一覧等について、本ワーキングでも毎年フォローアップを実施するとしております。

今年度は、そういったまとめていただいた状況というところを業界団体の皆様からヒアリングをさせていただいた上で、これからの取組のフォローアップであったりだとか、今後の普及の促進策について検討することとしてはどうかというところで、ちょっと論点整理させていただいております。

下のところが、この表のところが、ライフサイクルGHGの自主的取組の情報開示の報告であったりだとか方法を簡単にまとめております。一番下の報告方法のところで、本ワーキングにおいても毎年フォローアップを実施するというふうにしてございます。

12ページは、リーフレットのところで、自主的取組のところでこういった形で報告していたりとか、情報を開示するというところを紹介しておりますので、これもご参考に。

次のページも様式でございます。こういったところの情報が皆様のほうから報告される
ところですよ。

最後に、論点の三つ目でございます。輸入木質バイオマスの持続可能性について、この中
でもちょっと二つあるかなとは思っているんですけども、一つ目は、持続可能性基準の整
理に向けた検討でございます。F I T / F I P 制度においてバイオマス発電の認定基準と
して、これまで発電に利用するバイオマスの安定調達が見込まれることを追加しておりま
すけれども、輸入木材のほう、これは今まで林野庁が策定した「木材・木材製品の合法性、
持続可能性の証明のためのガイドライン」によって確認することとしております。

他方で、欧州のところ、E U - R E D 3 とかが正式公布されるという中で、これから持続
可能性のあるバイオマスというところは、この参考の後のほうでも、17 ページにもつ
けておりますけれども、年々増加しているという状況もございますので、今後、E U であ
ったりだとか諸外国の整備というところをしっかりと整理した上で、今後求める持続可能性の基準
であったりだとか、確認方法というところを改めて整理することとしてございます。

そこで、今年度は、こういうE U - R E D 3 であったりだとか、E U D R の詳細を把握す
るところを足元としてはどうかというところで、まず具体的には、この下、矢羽根で
つけておりますけれども、加盟国でのE U - R E D 3 の法制化の進捗。まだ一部ちょっと制
定されていないところはあろうかなと思うんですけども、そういったところであ
ったりだとか、デューデリジェンスのインフラというところ、G P S のお話であったりだ
とか、位置情報の整合であったりだとか、そういったところをしっかりと確認する
ところであったりだとか、他の需要国との生産国の動向を確認する、もしくは日本
の木質バイオマスの利用状況というところを検討する。あとは、最後は実効性のある
確認方法の在り方とは何かというところを、検討を深めてはどうかというところ
をちょっと次回以降のワーキングのほうでできればなと考えてございます。

15 ページ目、16 ページ目は、それぞれの認定基準であったりだとか、林野庁様の
ガイドラインを抜き出しております。

18 ページ目以降もE U - R E D 3 であったりだとかE U D R のところを少し長い
ですけども、要求事項と、そういったところを出しておりますので、こちらもご参考
としていただければと思います。

E U - R E D 3 においては、2025 年の5月までに国内法を整備するということにな
っています。具体的な運用については、ちょっと現時点ではまだ不明確なところがある
というところは補足させていただきます。

最後です。改正クリーンウッド法の運用整理というところで、(2) のお話ですが、
22 ページ目でございます。違法伐採の対策を強化することを念頭に置いて、改正
クリーンウッド法が来年の4月から施行されます。この中では、川上から水際
の木材関連事業者に対して、合法性の確認であったりだとか、確認結果を伝
達するということが義務化される予定でござ
います。

こういった中で、輸入木質バイオマスを利用するFIT/FIP認定事業者が、持続可能性の確認において、ガイドラインに加えて、改正クリーンウッド法の枠組みをどういうふう
に、情報を受け取ることになるんですけれども、その運用というところを実際、林野庁の
方々から概要をヒアリングした上で、FIT/FIPの制度の運用を整理するというところ
を今年度のワーキングでは検討できればなと考えてございます。おおよそ省令であったり、
そういったところの整備は済んでいるかなと考えておりますので、最後にそういったもの
をきちんとできればでございます。

今、ご説明しあげましたが、最終ページ、23 ページ目は、クリーンウッド法の概要で
ございます。

24 ページ目のところでまとめてございますけれども、これまでの議論を踏まえて、第三
者スキームの追加、ライフサイクルGHGの自主的取組のフォローアップ、輸入木質バイオ
マスの持続可能性について、専門的、技術的に検討するというのが、今年度のバイオワー
キングの全体像となります。

今年度は、こういった論点をヒアリング等を経て議論させていただいた後に、年内に調達
価格等算定委員に報告することを前提に進められればなと考えてございます。

私のほうからのご説明は以上となります。

○高村座長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ここから質疑応答を含めて意見交換を進めてまいりたいと思います。先ほど妙
中さんからご説明がありましたけれども、バイオマス発電の現状と今年度のバイオマス
ワーキングの議論の論点、検討課題についてご提示をいただいています。

今年度のバイオマスワーキングの議論の全体像、これも先ほどありました最後のスライ
ド24のところに整理を、項目を立てていただいております。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問、発言のご希望のある方は、Teamsの手挙
げ機能を使っていただくか、あるいは、手挙げ機能をうまく使えない場合だとチャットでお
知らせをいただければというふうに思います。ご発言のご希望のある方はぜひお願いをし
たいと思います。

それでは、芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

聞こえますでしょうか。

○高村座長

はい、聞こえております。

○芋生委員

どうもご説明ありがとうございます。

まず、ページ4を見せていただきまして、そうですね、はい。ここで導入量が2030年度
の導入目標に近づいたということはよく分かります。ただ、多分、発電容量はこの中では少

ないと思うんですけども、これ、一旦導入された後、例えば燃料が高騰したなんかの理由で、現在、稼働していない事例も幾つかあるというふうに把握しております。ということで、これについても把握しておくことが必要ではないかという点ですね。

それから、この 2030 年度導入目標というのは、私が思うに、絶対的な数字ではなくて、今後のエネルギー事情によって見直される可能性もあるのではないかというふうに考えております。そこで、この目標が達成されたらそれで終わりというわけではなくて、ある程度柔軟に対応できるような準備をしておくということも必要ではないかと思えます。

とはいえ、目標値に近づいたことで、これまでと同じように導入拡大を目指すというのではなくて、今、説明いただいたように、次の 5 ページにありますかね、すみません。ここに書かれておりますように、その持続可能性のさらなる重視と、あと地域産業との関わりとか熱電併給等を推進していくということに合意します。

この中で、特に②の F I P 制度を、これについては、幾つかのバイオマス発電の事業者さんにちょっとお話をしたんですけども、いろんな初期コストとかの事情で簡単ではないんですけども、検討したいという方が特に多かったです。特にオン・オフの切替えが容易なバイオガス発電、これについて F I P に非常に向いていると思われるので、これらの事業者さんに対する F I P 制度の普及啓発が望まれると思えます。

また、③④⑤と関連して、現状では、F I T / F I P 制度に利用されている燃料の大部分が輸入バイオマスであることから、今後、エネルギーセキュリティの向上とそれから地域振興の観点で、できれば国産バイオマスの利用促進というのが非常に重要と考えます。

それと同時に、輸入木質バイオマスについては、いろいろと持続可能性の課題が指摘されておりますので、ちょっと飛んでもらって申し訳ないんですけども、最終ページになります 24 ページですかね、この 3 については今年度の課題として同意します。また、この中の 1 と 2 については今年度の課題として当然必要と考えます。

申し訳ないんですけど、また 5 ページに戻っていただけますかね。これは今年度の課題ということではないのかもしれませんが、また将来のことで、特にこの⑤の熱電併給、コージェネについては、GHG 削減に非常に効果的と考えます。また、E U - R E D 3 でも書かれておりますように、電力のみを供給する森林バイオマスからの発電については、今後、条件を厳しくするというので、これは熱電併給というものが期待されているのではないかというふうに考えます。

ただ、熱利用、熱利用とよく言われるんですけども、今年の夏も非常に暑いですよ。この暑い日本では、今後、夏季の夏の冷房のほうがますます重要になってきそうなので、将来的には、バイオマス発電の排熱による吸収冷凍機の利用、これらも視野に入れて考える必要があるのではないかと。また、農業施設での熱利用というのもよく言われるんですけども、農業施設では、家屋の人間用の暖房と違いまして、冬に 1 日でも熱がこないと被害が甚大になりますので、バックアップの暖房装置が必要になるということで、初期コストが非常に高くなるという課題があります。ですから、ここら辺の制度も検討する必要があるのでは

ないかと。

とはいえ、バイオガス発電で、例えばバイオガス発電で発生する熱と二酸化炭素を農業施設で利用しているという、トリジェネレーションですかね、そんなような先進事例もありますので、今後、普及が期待されると思います。

ちょっといろいろお話しさせていただいたんですけども、ご提案の今年度の課題については合意いたします。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、河野委員、お願いできますでしょうか。

○河野委員

河野でございます。ご説明ありがとうございます。

まず、今年度の当ワーキングの論点と進め方に対して、事務局からのご提案に異論はございません。このところの気温や雨の降り方を経験しますと、地球沸騰時代という言葉が文字どおり危機感を感じさせる状況になったと思わざるを得ませんし、現在議論が行われているGX2040の実行計画やエネルギー基本計画では、再生可能エネルギー導入拡大への期待が以前にも増して大きくなっていることを実感しております。

このワーキングにおいては、資料の7ページでお示しいただいているように、バイオマス燃料を活用するに当たって留意すべき重要な論点について、丁寧に整理を重ねてくださっていきまして、社会や私たち消費者に対してFIT/FIP制度の対象にするに値する燃料であることの説明責任を果たしてきてくださっていると思っています。

思い返すとなんですけれども、当初はバイオマス燃料として有望視されていたパームオイルの輸入に関して、持続可能性基準とそれから認証スキームのメルクマールを設定し、その他燃料種に対しても食料競合の有無について整理していただき、昨年度はライフサイクルGHGの算定方法やその公表についても検討が進んだことで、事業者の皆さんも、そして私たち消費者も、バイオマス発電において求められていることは何なのかというのが大分明らかになったというふうに思っています。

その上で、最初に今年度の検討課題に関しては、異論はございませんと申し上げたんですけども、早期に整備すべきは輸入木質バイオマスの持続可能性についてだと思っています。EUでの厳しい基準が発効されていますが、これはしっかりとフォローをして、どのような状況になっているのかということをご参照すべきだと思いますし、また、今、ネイチャーポジティブという視点が非常に社会的に注目されていますので、その視点から見たときに、この輸入木質バイオマス燃料に対しては、消費者にとって納得感のある検討を深めるべきときに来ているというふうに思っています。

最後に、再生可能エネルギー導入拡大への期待が大きいということはもちろんそうなんですけれども、バイオマス燃料の活用についても、当然のことながら適正性を担保した上で、特

に国内での地産地消型、農林分野との連携による国産の木質バイオマスの有効活用、それから、それに伴う事業支援となるような知恵出しができればいいのではないかというふうに思っています。

以上、私からの発言となります。ありがとうございました。

○高村座長

ありがとうございます。

今、橋本委員、道田委員からも手を挙げていただいております。委員から一巡、ご発言をいただいた後に、事務局あるいは関係省庁からお答えをいただこうと思います。

それでは、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。まず最初に、事務局からご提示いただいた今年度の検討課題については、賛同させていただければと思います。

その上で2点ほどなんですけれども、1点目が、ライフサイクルGHGのフォローアップで、11 ページのところ記していただいている開示内容の中で、特に発電効率でありますとか、あるいは工程別のライフサイクルGHGの算定値、デフォルト値を使っているものはあれなんですけれども、そうでないものについてデフォルト値とどのぐらいのばらつき感があるのか、そういったところ。さらに、ライフサイクルGHGの確認方法とか、持続可能性の確認方法、こういったところをどういったものが使われているのかというところを少し集計したような値を示していただければなというふうに思います。

また、自主的な取組の内容についても、特徴的なものがあれば、そういったこともご紹介いただければありがたいなというふうに思っております。

2点目は、先ほど河野委員からのご指摘もありましたけれども、輸入バイオマスの持続可能性ということで、14 ページ以降に整理いただいているんですけども、森林の炭素の蓄積を適正に管理するということが地球の炭素収支においては非常に重要なことになるので、この炭素がやはり森林の炭素が減少していないということがやっぱり非常に重要なポイントになるかと思えます。

そういった面で、森林に関わる持続可能性の担保を日本のFIT制度としてもきちんとしていく必要があるというふうに思いますので、ここの検討の優先順位というのは高いかなというふうに思っております。ですので、今年度の議論の中でしっかり深掘りして、何らかのルールづくりにつなげていければというふうに思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、道田委員、お願いいたします。

○道田委員

高村座長、ありがとうございます。私のほうでも本年度の議論についてご説明いただいた

内容で同意いたします。

先ほど、妙中さんからバイオマス利用が順調に増加してきているという統計をお示しいただきました。サステナビリティ向上の取組というものは喫緊の課題で、私たちもこのワーキンググループでできることを取り組んできたというふうに思っております。

このサステナビリティの取組というのは、企業の皆さんにとっては大変な面もあると思いますけれども、日本の責任でもあり、これが将来の競争力の源泉にもなっていくというふうに考えておりますので、この意味でも頑張っていきたいと思っております。

私は新興国のほうに出張することなどもありまして、バイオマスの現場なども見るがあります。新興国の生産国においても、バイオ燃料というのは、日本でも需要が高まっていますけれども、各国で需要が高まってきているということをひしひしと感じております。

ですので、エネルギー安全保障、それから安定供給の観点からも、ほかの消費国でもそうですし、生産国でもどのような利用がされているのかということもきちんと把握しながら、輸入材については使っていくということが重要なのではないかというふうに思っております。

このような輸入材の状況やほかの消費国の状況もありますので、国産材の活用というのは、今後ますます重要になってくるのかなというふうに考えております。

それから、第三者認証、これからも審議していくというご議論でしたけれども、やはり複数使うことができる、それで選択肢が増えるということが、企業の皆様の使い勝手を向上させていくということになると思いますし、また、複数制度があることで、よりよいものを選ぶということも可能になってくると思いますので、また申請があったときには、皆さんと一緒に議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、日本としても今まで考えてきた施策というものが本当にきちんとできているかということを確認するため、モニタリングの検討を進めていくということをお示しいただきましたけれども、それについても非常に重要な論点かと思えます。

最後に、今、こういうサステナビリティの規制環境というものは非常に大きく変化している時代です。このため、各国の政策変更というものも見つつ、もうEUDRとかEU-REDの資料もお示しいただきましたけれども、こういうものから、ほかの国からも学んで、また同時に貿易を阻害しないように国際制度とか各国制度の整合性も考慮しながら、しかも日本としてしっかり有効性を確認して、有効性の高い制度の整備を進めていくということが大事だと思いますので、そのようなことに少しでも貢献できたらなというふうに考えております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、相川委員、お願いできますでしょうか。

○相川委員

相川です。よろしくお願いします。私も全体の進め方については、おおむね同意をしております。その上で、幾つかちょっとお願い事項を含めて、3点ほど申し上げたいと思います。

一つは、現状認識のところですが、棒グラフでお示しいただいた、ページ数で言いますと4ページ目かと思いますが、基本的に、これはF I TとF I Pの認定量、導入量ということになっているかというふうに思います。ただ、今後に関しましては、これまでもあったんだと思いますが、非F I Tによるバイオマス利用というのも増えてくるんじゃないかと思っています。太陽光発電とかとも似通った議論になってくるのかもしれませんが、バイオマスの場合ですと、これまでも自家発電だとか混焼という形で使われてきたものもあるというふうに思いますし、長期脱炭素電源オークション、始まったものについても、バイオマス案件の落札があったというふうに理解をしております。

持続性の確保という点では、本ワーキングの議論の範囲外かもしれませんが、全体像としては、やはりこの導入量と合わせて変化を迫るようにしておいたほうがよいのではないかなというふうに思います。

今年度の論点の部分ですが、これについては、輸入木質のところについて意見を述べます。

一つは、EUのREDの話が出てきているかというふうに思いますけれども、例えば、そうですね、14ページのところですね。確かに2025年からの完全、昨年10月ですか、正式発効されていますけれども、そもそもEUだとこれの前のRED 2が2018年に制定されて、2021年からでしたかね、完全施行のスケジュールで動いていたところが、これも大分遅れて、ようやく始まっているぐらいではないかなというふうに思います。

したがって、RED 3のほうは、ある種紙ベースでのどういうルールになったかというような整理は可能かと思いますが、現実には動いているのはRED 2だというふうに思いますので、果たしてそれがちゃんと動いているのかも含めてご確認いただくと参考になるのではないかと思います。

あとは、諸外国の動向という点では、実は輸入というキーワードを出されていくのであれば、逆に、EUを外れてしまったイギリスとか、それから輸入量ではかなりあるお隣の韓国とか、そういったようなところを見ていくということも重要ではないかなというふうに思います。

あと、最後になりますけれども、輸入木質に関しては、検討が急がれるというようなご意見、他の委員からもあったかというふうに思います。これに関して、私も急いだほうがいいという気持ちと、それから他方、しっかり時間をかけて議論したほうがいいということも、半々あるわけですが、当面の対応として、やはり現場で困っている部分に対応していただくということがあり得るのではないかと思います。

単純に言いますと、やっぱり現場で困っておられるのは、結局、どの森林認証が使えるのかとか、それからちょっとやや細かい話になりますけれども、認証材でなくて、管理木材、コントロールドウッドとか言ったりしますけれども、こういったものはいいのかとかです

ね。コントロールドウッドがメインだとしても、例えばこのFM材、森林認証材が1%でも混じっていればいいのかとか、かなり現場では錯綜した情報が飛び交っているというのが状況でして、あまり笑えない話だと私は思います。

というのも、やっぱり制度が正しく理解されていないと、またよからぬ話が再発するというようなことにもなりかねませんので、しっかり制度を見直していくという観点で時間をかけて議論をしていくという面と、当面打てる対応として、現行のガイドライン、クリーンウッド法ではなくて、林野庁さんがお持ちの合法性のガイドラインについて、しっかり事業者さんにも理解ができるような形で、特に輸入ということであれば、当然海外の方にも分かっていたかかないといけないということになりますので、例えば英語版でQ&Aをつくるとか、そういったようなことで対応できる部分というのは対応しておいて、しっかりした議論をしていくというのが望ましいのではないかなというふうに思います。

私のほうからは以上です。よろしくお願ひします。

○高村座長

ありがとうございます。今、一通り委員からご発言をいただきましたけれども、もし追加でご発言の希望があればお願ひしたいと思います。

道田委員、ご発言をご希望でしょうか。これは先ほどの挙手でしょうか。

○道田委員

すみません。下ろし忘れておりました。

○高村座長

ありがとうございます。

○道田委員

はい。

○高村座長

ほかにご発言、もしよろしければ、それでは一度、事務局からお答えをいただこうと思います。先ほど、これまでの議論をいただいたところで、一つ現状のところ、もちろんこれはファクトとして、本日、事務局に資料を出していただきましたけれども、芋生委員からは、燃料価格の高騰などで、キロワットとしては認定されて導入されたものが動いていないものもあるんじゃないかというご指摘、それから、逆に相川委員からは、買取制度、スライドの4というのは、基本的に買取制度の下での認定量、導入量だと思いますけれども、それ以外の形で導入がされているバイオマス発電もあるんじゃないかというご指摘をいただきました。ここは、おそらくこのワーキングだけでなく、バイオマス発電の進捗状況を見る上で必要だというご指摘だと思います。

もう一つ、相川委員からご指摘があった買取制度、基本的にこのワーキングは買取制度の下での買取りに当たっての持続可能性の基準についてずっと議論をしてまいりましたけれども、買取りによらない、あるいは別の制度の下で支援を受けたバイオマスについてどうかという問題提起をされたかとは思ひます。こちらは事務局のところでも検討いただくとよ

いかなと思います。

それぞれ各論点については、委員の先生方、若干の濃淡はあるかと思えますけれども、しかし、ライフサイクルGHGについての取組の進捗状況、それから輸入バイオマス、輸入木質バイオマスについての検討というのは、やっぱり重要だというご指摘をいただいていたかというふうに思います。

今、簡単にラップアップしましたけれども、それでは、事務局から委員の先生方からいただいたご意見について、もし何か回答なり、あるいはコメントがあればお願いできればと思います。

○妙中課長補佐

ありがとうございます。妙中でございます。委員の先生方、多々、ご意見、ご示唆をいただきましてありがとうございます。

進め方についてはご了承いただいたかなと思います。その中でも、複数の先生方からいただいた輸入木質の課題のところ、欧米の動向であったりとか、EU-RED 2の話もございました。あと、現場でしっかり困らないようにというところも、こういったところもしっかり林野庁さんとも連携させていただきながら、次回以降のところでもしっかり整理させていただければと考えてございます。

あと、目下、次期エネ基の年でございますので、いただいているような導入量の話であったりとか、そういったところもちょっと関係する方々と省内で連携させていただいて、対応、検討させていただきたいなと思います。

総論的ではあるんですけれども、本日ちょっといただいたご示唆を踏まえて、林野庁さんが中心になると思うんですけれども、次回以降、しっかり事務局としても検討させていただければと思います。

私のほうからは、すみません、以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。

委員の先生方から追加で、あるいは、今、事務局からお答えいただいたものについて、もし追加でご発言、ご希望があれば、同様に手挙げ機能で教えていただければと思います。あわせて、オブザーバーで参加していただいている関係省庁からもし何かご発言のご希望があれば、併せて教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

先ほど、妙中さんがまとめていただきましたけれども、基本的に事務局からご提示をいただいたスライドの24に項目を整理いただいていますけれども、今年度検討すべき論点についてご異論はなかったというふうに思います。その上で、特にこの検討に当たってこういう点を留意、あるいは注視をして検討すべきというご意見をいただいたというふうに思います。

したがいまして、事務局におかれましては、本日、委員の皆様からいただいたご意見、あるいは提案などを踏まえて、次回以降のワーキングの検討を進めるよう準備を進めていただければと思います。

委員の皆様から、あるいはオブザーバーの関係省庁から何かご発言ございますでしょうか。全体を通してで結構ですけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日、この確認をいただきました今年度のバイオマスワーキングの議論の検討課題について、今後、先生方、委員の皆様方と検討を進めていきたいというふうに思います。

本日の議題は、まさに今年度の持続可能性ワーキングの進め方についてでございましたので、本日の議題は以上となりますけれども、次回の開催について、事務局からご案内をお願いできればと思います。

○妙中課長補佐

ありがとうございます。

次回のワーキンググループについては、日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせさせていただきます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、少し予定より早いですけれども、以上をもちまして、本日のワーキンググループ、第28回になりますけれども、閉会としたいと思います。今年度の議論に向けて、大変いい議論をいただいたと思います。

本日のワーキングの会合につきましては、以上で閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。